

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 27 日

各

(	都道府県	)
	市 町 村	
	特 別 区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

5 歳以上 11 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた
接種体制の準備について（その 2）

5 歳以上 11 歳以下の者（以下「小児」という。）への新型コロナワクチン接種については、「5 歳以上 11 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」（令和 3 年 11 月 16 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「11 月事務連絡」という。）において接種体制の準備を進めていただいています。令和 4 年 1 月 21 日に、5～11 歳用ファイザー社ワクチン（以下「小児用ワクチン」という。）について薬事上の承認がされ、同月 26 日に開催された第 29 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、小児に対する新型コロナワクチン接種について議論され、特例臨時接種として接種を実施する方向性について了承されました。小児用ワクチンは令和 4 年 2 月から輸入される予定であることから、今後、2 月上中旬開催予定の分科会において、小児に対する新型コロナワクチンの接種を特例臨時接種として位置づけることを諮問した上で、必要な省令改正等を経て、小児への接種が開始される見込みです。

このため、小児に対する新型コロナワクチン接種が特例臨時接種として位置づけられた場合に速やかに接種を開始することができるよう、その準備に当たって留意すべき事項について、下記のとおりお知らせします。各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、11 月事務連絡及び本事務連絡に基づいて、小児への接種体制について準備を進めていただくとともに、関係機関への周知をお願いいたします。なお、小児用ワクチンの配分については、別途お知らせします。

記

1. 接種会場の確保等について

市町村は、小児に対する新型コロナワクチン接種を、小児用ワクチンの配送が済み次第、基本的に令和4年3月から開始できるよう、11月事務連絡及び自治体説明会でお知らせしている内容も参照し、引き続き接種会場の確保に取り組むこと。また、人口規模が小さい等の理由により、接種会場の確保が困難である市町村の参考となるよう、厚生労働省が一部市町村の取組例（別添）を取りまとめたことから、必要に応じて活用すること。

都道府県は、市町村における小児への接種体制の構築状況を把握するとともに、医療関係者（地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院、大学など）と協力・連携しながら、医師等の専門職の派遣調整や、副反応への対応などを行い、市町村の取組を支援すること。

2. 接種券について

市町村は、小児に対する新型コロナワクチン接種を、小児用ワクチンの配送が済み次第、基本的に令和4年3月から開始できるよう、予約に要する期間も十分に考慮した上で、早期に接種券を配送すること。早急に準備を進める観点から、今後の省令改正等に先行して印刷等を行う方法も考えられる。なお、小児に対する新型コロナワクチン接種に用いる接種券及び予診票については、12歳以上の者について用いる接種券及び予診票と同じ様式を用いること。

これまでもお知らせしているとおり、小児用ワクチンは12歳以上の者に用いるファイザー社ワクチンと別製剤であり用法・用量等が異なる。このため、本人及び保護者の混乱を避ける観点から、1回目接種の時点で11歳の者については、可能な限り12歳に到達する前に2回目接種を完了するよう、余裕を持って接種券等を送付することが望ましい。

3. 今後の情報提供について

これまでに得られたエビデンス等をわかりやすくまとめた小児及び保護者向けの情報提供資材を厚生労働省において作成中であり、今後、小児への新型コロナワクチン接種が特例臨時接種として位置付けられることとなったときには、遅滞なく各都道府県及び市町村にお知らせする予定である。厚生労働省から当

該情報提供資材をお知らせした後、各都道府県及び市町村においては、これを活用し、住民等への情報提供を行っていただくとともに、関係機関等に周知いただきたい。

以上

小規模市町村における小児の接種体制構築の取組例①

- 12歳以上への接種にくらべ、小児（5-11歳）への接種は対象者数が少なくなるため、規模が小さい市町村においては単独での接種体制構築が難しくなります。
- 都道府県は、市町村における小児への接種体制の構築状況を把握するとともに、医療関係者（地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院、大学など）と協力・連携しながら、医師等の専門職の派遣調整や、副反応への対応などを行い、市町村の取組支援をお願いします。

人口規模 総人口（5-11歳人口）	小児の接種体制構築の概要、取組状況	備考
3.2万人 （1,800人）	● 町単独で集団接種を実施予定。 ● 医師は町医師会と公立病院から、看護師は会計年度任用職員で確保し、医師が予診、看護師が接種と経過観察を行う予定。3月19日から開始予定で調整済。 ● 平日は学校があるため、土曜PMを接種日とし、3週間に1回の頻度で実施予定。	
2万人 （1,300人）	● 町単独で町内に1つある病院にて個別接種を実施予定。病院での実施は期間を区切るため、実施期間で打てなかった方は小児科の診療所で打てるようなフォロ一体制を構築予定（12-15歳でも同様の体制をとっていた）。 ● 12-15歳は看護師が接種したが、5-11歳は医師が行う方がよいか検討中。 ● 接種の実務は病院で行うが、予約管理は町が実施。	厚生労働省からも、附属病院を置く各国公私立大学宛てに協力依頼（R4.1.25）
1.5万人 （800人）	● 1市4町の圏域内の4つの小児科での個別接種を実施予定（1・2回目も圏域単位で実施）。町外の医師の協力が得られれば、個別に加えて集団接種を実施することも検討。 ● 集団接種する場合は、小児科医が全体統括と急変時対応、小児科医も含めた医師で問診、医師＆看護師で接種を行うことを想定。 ● 集団接種を組み合わせで行う場合でも、5-11歳のうち学年が上の子どもが主に集団、学年の下の子どもは小児科での個別接種とすることを想定。	【都道府県と連携したいこと】 ● <u>公立・公的病院等の小児科の協力や派遣に係る依頼や調整</u> ● <u>接種後に重篤な症状を発症した場合に備えた救急搬送体制を考慮すると、地域の中核病院圏内の各市町村の集団接種実施日が重なりすぎないように調整</u>

小規模市町村における小児の接種体制構築の取組例②

人口規模 総人口（5-11歳人口）	小児の接種体制構築の概要、取組状況	備考
0.5万人 （160人）	町内1か所の公立病院で個別接種を実施予定。小児科医はいない内科のみの公立病院であるが、小児への定期接種もこの体制で行っており、同様に対応できるとのことで当該病院と合意済み。	【都道府県と連携したいこと】 対象者が限られたため、期間を区切って実施予定であり、やむを得ない事由により期間内に打てなかった児への接種機会の確保
0.3万人 （100人）	町内に小児科が不在であり、仮に町外から医師が派遣で来てもらえたとしても、小児の対象者数が少なく、ワクチンロスが大きい。ため、医療圏を構成する1市6町の圏域での広域接種できる体制を希望し、圏域での協議の場を依頼中。	【都道府県と連携したいこと】 圏域の中核となる市の検討が進まないと圏域全体の体制構築ができないため、全体調整

【参考】

14.7万人 （9,300人）	- 市単独で小児科を中心とする個別接種を実施予定。 - 医師会との協議、説明会の実施等を行いながら接種医療機関を確保予定。1月中目処に接種体制を構築していく。 - 各医療機関は、毎日ではなく週1、2回程度実施することを想定。	【近隣市町村との連携】 地域の中核を担う市として、周囲の市町村より広域での接種体制構築を望まれており、随時調整を進めていく。
8.3万人 （3,300人）	- 市単独で個別接種を実施予定。協力いただける接種実施医療機関に対して既に説明会を実施しており、協力医療機関の当番制を想定。 - 市から直接協力医療機関に対して接種可能な人数、対応可能な曜日等を調査し、3月上旬から接種できるよう準備していく予定。 2か月間で対象者の7割が接種すると仮定すると、現状11ある協力医療機関が、それぞれ60人／週、2～3日／週実施することを想定。 - より短期間に小児への接種を実施する必要があった場合は、個別接種に加えて集団接種も検討予定。	